



森町と北海道芸術デザイン専門学校との創生事業に関する協定書



森町（以下「町」という。）及び北海道芸術デザイン専門学校（以下「学校」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（協定の目的）

第1条 町と学校は、相互に密接な連携協力を図りながら、町の特色ある地域産業や資源を生かした実践的な学びの拠点を創出し、将来的に、若者が定着することで地方創生につながる、個性豊かな地域をともに作りあげることが目的として、この協定を締結する。

（連携協力事項）

第2条 町と学校は、次に掲げる事業の実施について連携協力を図るものとする。

- (1) 地域活性化のための芸術・デザインに関する相互交流事業
- (2) 実践的な職業教育に関する実習
- (3) その他、町と学校の協議により必要と認められる事業

（事業の目標）

第3条 町と学校は、前条に掲げる事業を実施することで、町の教育機関で学ぶ子どもたちに芸術・デザインに触れる機会を提供し、就業プログラムの強化により、地域の人々の芸術・デザインに係る知識やスキルの向上を図り、延いては地域産業の振興並びに就業促進を目指す。

（事業経費）

第4条 本事業を実施する際の施設（宿泊施設を含む）は町が無償で提供するが、移動に伴う旅費については原則双方それぞれで負担する。ただし、第2条1号に係る学校の学生・教員の移動に伴う旅費については、町が負担する。

（情報の取扱・個人情報）

第5条 町と学校は、この協定に基づく事業を実施するにあたり、相手方から得た情報、資料その他一切の秘密事項について、適正に管理するとともに、これらを第三者に提供してはならない。

ただし、事前に相手方の承諾を得た場合又は法令により開示を求められた場合は、この限りではない。なお、本条項に定める事項は、本協定の有効期間満了後も存続するものとする。

（著作権）

第6条 本事業の実施により制作された作品の著作権は、制作者に帰属する。

ただし、町の公式ホームページ、広報、SNSなどへの掲載や投稿、その他、町が行う地方創生に係るPR活動については、制作者は町の利用に同意することとする。その他、知的財産権にかかわることは、必要に応じ町と学校が協議の上定めるものとする。

（協議）

第7条 この協定に定める事項について疑義が生じたとき、又は本協定に定めのない事項については、町と学校が協議の上定めるものとする。

（有効期間）

第8条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、期間満了の1か月前までに、町または学校から特段の申し出がないときは、本協定は、引き続き同一条件をもって延長されるものとする。この協定締結を証するため、本書2通を作成し、町及び学校においてそれぞれ署名の上、各自その1通を保有するものとする。

令和6年(2024年)6月17日

北海道茅部郡森町字御幸町144番地1

北海道茅部郡森町

森町長

周島康輔

北海道札幌市北区北24条西8丁目1-12

学校法人美専学園 北海道芸術デザイン専門学校

校長

根上和也